

第27回全京都障害者総合スポーツ大会 アーチェリー大会の部 実施要項

1) 日 時

平成19年9月30日(日) 午前9時30分受付 午前10時～午後4時
雨天決行
(但し、当日午前7時現在で、京都府内に暴風警報が発令されていれば中止とする。)

2) 会 場

南丹市 胡麻総合運動広場

3) 主 管

京都府アーチェリー連盟

4) 参加資格

京都府内に在住、在勤、在学する者で障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ15歳以上(平成19年4月1日現在)の者。

5) 競技種目

- ① 5m(初心者部)、10m、15m、20m、30mの各36射と、30m(36射×2回)(兼全国障害者スポーツ大会選考会)、50m30mラウンド(兼全国障害者スポーツ大会選考会)とする。
- ② コンパウンドボウ使用の場合は長距離30m、30mダブルラウンド(36射×2回)及び50m30mラウンドにエントリーすることができる。
- ③ 30m(36射×2回)、50m30mラウンド及び長距離種目に出場する者は、それぞれの種目において36射で120点以上の点数を獲得できる者とする。
- ④ 弓を引くことができない人を対象に、特別種目ボウガン使用10m(16射)を行う。

6) 競技方法

- ① 種目別、性別、障害部位別に競技を行う。(但し、初心者部5mをのぞく。)
- ② 30m(36射×2回)、50m30mラウンドをのぞく2種目の出場を認める。ただし、短距離10mを希望するものは長距離20mを申し込むこと。短距離15mを希望するものは長距離30mを申し込むこと。1種目のみの希望者は10m、15m、20m、30mからどれか1種目を選ぶこと。ただし、前回(25回大会)で10m、15m、20mの36射種目で290点以上のものは、今回は前回出場種目より長い距離の種目に申し込むこと。
- ③ 3射毎に採点、矢取りを行う。(試射は4分間とする。)立は、2立とする。
- ④ 採点(看的行為)は原則として相互看的とするが、事前の申込みにより、主催団体又は主管団体に委任することができる。この場合、選手は競技中の前へ行くことはできない。
- ⑤ 弓具は原則として出場選手が用意し、検査を受けたものを使用する。ただし、弓具を所持しない場合、事前の申込みによって主催者の用意したもの(練習用弓具)を使用してよい。
- ⑥ 上肢に障害がある者については事前の申込みによって、補助具(リリースエイド等)の使用を認める。
- ⑦ 初心者部5mは、午前中に講習を受け、午後に競技を行う。

7) 競技規則

競技規則は、財団法人日本障害者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」および本大会申し合わせ事項による。
注) 服装はアーチェリー競技に支障のないものとする。

8) 参加申込

- ① 所定の申込書に必要事項を記入し(男子は黒書・女子は朱書)、下記あて9月1日(土)までに申込むものとする。(必着)当日の参加申込みは受付けない。

申 込 先	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内 京都障害者スポーツ振興会
-------	---

- ② 参加料 1人 300円(当日受付で支払うこと)

9) 表 彰

種目別、性別、障害部位別の1～3位入賞者に賞品を贈る。他に敢闘賞を贈る。
ただし、20m以上の種目については、36射で100点、72射で200点に満たないものは表彰の対象としない。

10) 留意事項

- ① 種目申し込みについては、各個人の練習・競技等の経験・力量に留意して申し込むこと。
- ② 全く経験等のない人については、初心者部5mへ申込んでください。
- ③ 車いすは、原則として各自常用のものとする。
- ④ 運動ぐつ、その他アーチェリーができる服装は各自で必ず持参する。
- ⑤ 競技中の事故については、応急手当のほか主催者の加入する保険の範囲でのみ保障する。
- ⑥ 事前に医師の診断を受ける等、十分な健康管理の下に参加すること。
- ⑦ ゼッケンは、主催者が準備したものを当日貸与する。

11) その他

- ① 当日、選手以外の人を対象にオープン競技を行いますので希望者は申込んでください。(当日受付、距離10m、18射以内)
- ② 申込み後、何らかの事情で出場できない場合は必ず事前に連絡をすること。
- ③ 次年度の全国障害者スポーツ大会に出場希望者は、申込用紙の希望欄に必ず○印をすること。但し選考にあたっては過去に出場経験のない人が優先されます。
なお、全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技は、身体障害者手帳(大会規定により、内部障害で膀胱、直腸機能障害の人は対象とし、それ以外の内部障害の人は対象とならない)所持者が対象です。
お問い合わせは、京都障害者スポーツ振興会へ
TEL・FAX(075-712-7010)
(但し、日・祝・火曜日及び第3金曜日を除く午前10時～午後6時)